

# 令和8年度佐賀県固定電話機設置費補助金



## ～購入前・申請時編①～

佐賀県くらしの安全安心課

Q?

固定電話機を買う前に申請の予約は必要ですか

A

予約は不要です

購入前の相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください

☎ 0952-20-5252（佐賀県固定でんわ申請センター）

✉ [info@sagadenwa.com](mailto:info@sagadenwa.com)

※平日9時～17時まで（年末年始12月29日～1月3日は除く）

Q?

補助金の対象となる機種を教えてください

A

以下に示す機能を両方とも備えている固定電話機です

①着信相手に通話の録音を予告する機能 ②自動録音機能

県HP上に、「別紙1 推奨機種」を掲載していますので、  
機種選定の際にもご活用いただけます



Q?

購入店舗の条件はありますか

A

佐賀県内の販売店で購入してください

インターネット通販等での購入は対象外です

Q?

中古品を購入しても良いですか

A

補助金の対象となるのは、**新品のみ**です

Q??

昨年購入した固定電話機でも補助を受けられますか

A

令和8年7月1日以降に購入した機器のみが対象です

# 令和8年度佐賀県固定電話機設置費補助金

## Q & A ～購入前・申請時編②～

佐賀県くらしの安全安心課

Q?

ポイントを利用して購入したいです  
ポイント利用前の金額で申請しても良いですか

A ポイントやクーポン等の利用は可能です  
ただし、それらを差し引いた金額が補助対象となります

Q??

別居している家族の代わりに購入・申請しても良いですか

A 申請者が佐賀県民で、佐賀県内の住居への設置であれば、可能です  
必要書類に加えて「理由書（様式第1-3号）」を提出してください



申請者住所と設置場所は  
どちらも佐賀県内である必要があります

Q?

申請の方法を教えてください

A WEB (<https://logoform.jp/form/jbBd/1619882>)  
または郵送での申請が可能です  
郵送の場合は、県HPから様式をダウンロードするか  
お近くの市役所・町役場でも配布しています

Q?

申請期限はありますか

A 購入日から30日以内に申請してください  
※受付期間は令和9年1月31日までです（消印有効）  
予算の上限に達した場合、期限内に終了します

# 令和8年度佐賀県固定電話機設置費補助金

## Q & A ～購入前・申請時編③～

佐賀県くらしの安全安心課

Q??

申請様式以外に必要な書類はありますか

- A**
- ・領収書  
(購入日、購入者名、機種メーカー名・品番、金額、購入店舗等が分かるもの)
  - ・振込口座情報がわかる書類の写し は必ず必要です
- ※領収書の宛名は、申請者名と一致するものに限り  
※「電話機代 一式」等の内訳が不明な場合は、補助対象とならないことがあります  
その場合は、購入費、設置費等の金額の内訳を確認できる領収書を添付するか、レシート等の内訳が分かる書類を併せて提出してください  
※詳しい内容はチラシや要綱をご確認ください

Q??

補助金の振込先を購入者以外にしたいです

- A** 購入者・申請者・振込先口座名義人は同じ方である必要があります  
**申請者（購入者）以外への振込はできません**

Q??

通帳がない場合（インターネット銀行等）はどうすればいいですか

- A** 金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が確認できる画面の写し（スクリーンショット等）でも申請可能です  
※口座名義は申請者本人のものに限り

Q??

事業所への設置でも、対象となりますか

- A** 対象となる設置場所は**佐賀県内の住宅のみ**です  
ただし、店舗兼住宅（併用住宅）で、同一の外線番号を使用している場合は**対象**となります

Q?

交付決定通知書が届きました  
何をしたら良いですか

A

補助金を受け取るには**請求**が必要です  
郵送またはWEBいずれかの方法で、速やかに手続きをしてください



■ 申請者にお送りする書類一式

交付決定通知書（様式第3号）、請求書（様式第2号）  
請求用フォームの案内チラシ、返信用封筒

【紙で提出する場合】

- ①同封の請求書に**日付（郵送する日）**を記入
- ②返信用封筒に入れて、**切手を貼って**郵送

【WEBの場合】

請求用フォームに  
入力するだけ！



Q??

請求から何日で振り込まれますか

A

佐賀県に到達してから、概ね**20日程度**を要します  
不備がある場合は、修正が完了してから20日程度です  
到着順に手続きを行いますので、お早めに請求をお願いします

Q?

設置後に、壊れてしまいました

A

**まずは購入店舗にお尋ねください**  
保証期間内であれば交換や修理ができる可能性があります  
また設置完了後6年間は、原則として譲渡・廃棄等ができませんが、  
やむを得ない事情がある場合は、知事の承認を受ける必要があります  
くらしの安全安心課（0952-25-7096）までお尋ねください